

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【継続審議品目】

(1) 「特茶 s」（サントリー食品インターナショナル株式会社）

〇〇〇委員 それでは、個別品目の審議に入りたいと思います。

本日は、まず第64回部会で継続審議となりました、サントリー食品インターナショナル株式会社の「特茶 s」について審議してまいりたいと思います。

まず、事務局から、審議の経緯や申請者からの回答書等の概要について御説明をお願いいたします。

〇消費者委員会事務局 それでは、「特茶 s」について説明させていただきます。お手元の資料1-1と1-2を御覧いただけますでしょうか。

この品目は、調査会で審議されました了承となりました後、前回の第64回の部会で御審議いただいております。そのときの審議の結果として、許可表示文言について再検討するようという指摘を出しております。

その指摘の内容は、資料1-1の真ん中辺りに「御意見」というタイトルで書いてありますが、申請された許可表示文言に、「日々の生活に3000歩程度の歩行などの活動を追加する時にも」とあるが、「3000歩」の意味、根拠を分かりやすく説明する文言への修正を検討すべきである、よりエビデンスに即し、かつ消費者の誤認を招かないように配慮した表現になるよう工夫されたいという指摘でございました。

これに対しまして、資料1-1が回答として申請者から提出されておりますので、本日はこの回答内容について御審議いただければと思います。

資料1-1の2ページ目を御覧いただけますでしょうか。この下に、指摘を出す前の許可表示文言と、この指摘を受けて申請者から出されました修正案、この2つの文言を並べて載せております。

指摘の中にありました「日々の生活に3000歩程度の歩行などの活動を追加する時にも」という部分に関しましては、「3000歩程度の歩行」という文言はなくしますということ。それから、その後の「本品を併用することで」となっておりましたけれども、この部分については「本品を飲用することで」という文言に改めるという回答内容でございます。

資料1-2は、それを受けまして実際の商品のラベルはこうなりますという見本が添付されております。

「特茶 s」についての説明は以上になります。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

前回、かなり時間をかけて御議論いただき、そして、申請者に意見として先ほど事務局から説明をいただいた内容をお返しし、それに明確に回答していただき、文言の修正を図っていただいたところでございます。

特に、2ページ一番下にテーブルの形でお示しをしていただいておりますけれども、変

更前に対して変更後、朱書きで強調しておりますように、歩行などの活動を日々の生活に、それから、本品を飲むということということで議論になりました「3000歩」という数字については、ここからは削除をしておられるという状況でございます。

今日は、まずこの改定案について委員の皆様から御質問や御意見を頂いた上で、この案件について結論を得たいと思います。御意見がおありの方は挙手をお願いし、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

□□委員、よろしく願いいたします。

○□□委員 前回の議論を踏まえて検討していただいた結果ですが、「また」以降が文言としてはなくてもいいのではないかと強く思っております。許可表示で修飾語をつけて文字数を多くすることによって、消費者に誤解・誤認を招きかねないのではないかと思いますので、「また」から下は結果としてなくてもいいのではないかと私は感じています。

○□□委員 ありがとうございます。

今の御意見は、全体の許可表示に関する文字数あるいは情報量が増え過ぎることに関する御懸念というふうに捉えました。

これまで許可されている品目はたくさんあるわけですがけれども、それと比べてこの文言は具体的に言うと文字数が極端に多いのかどうかという点についてはどのようにお考えでしょうか。事務局サイドでコメントがあればお願いいたします。あるいは、消費者庁サイドからももし情報がありましたら。文字数に関して、正確な調査をしているというのはなかなかないと思うのですけれども。

□□委員、お願いいたします。

○□□委員 最初のほうは、非常に短い文章で、あまり誤認がないような形ですばっと表示されていたと思うのですが、最近は少しずつ修飾語が多くなって、今回も「体脂肪を減らすのを助けます」と、「また」の前で言い切っているわけですが、その後、「また」で「体脂肪を減らすのを助けます」と、また同じことが述べられていると思います。そして、「体脂肪が多めの方に適しています」というのはどこかに入れてもいいかとは思いますが、だんだん文字数が増えてきているように思います。

○□□委員 ありがとうございます。

これはポイントが2つあると思います。今、□□委員から御指摘があった、情報量が多くなり過ぎて、消費者に対して正確にお伝えをするというところでの懸念が1つあると思います。

もう一方で、この申請品目に関しては、既許可品との兼ね合いという部分で、新たに追加された試験に基づいて、効用、対象、あるいは用途という部分で、さらにという追加をされているというふうにも承知をしております。そういう意味で、既許可品とのすみ分けの部分を「また」以降で明確に表現をしていると捉えることもできるのではないかと思います。

先ほどの情報量に関して、特段多いということがあれば議論すべきかと思うのですけれ

ども、いかがでしょうか。

○消費者委員会事務局 皆様のお手元にも、末尾に参考資料4として許可品目の一覧表がついております。ここで似たようなものを見てみました。字数まではすぐには数えられないのですけれども、ざっと見た限りでは、それほど今回の申請品目の許可表示文言だけが長いということはないように思われます。

○□□委員 ありがとうございます。

まず、情報量の点と、既許可品があって今回の新たな申請品目であると。

前回の議論を振り返っていただくと、既許可品があって、今回は7,000歩から目標である「健康日本21」の推奨である1万歩に歩数を上げていこうと。その際に、この申請品目を飲用することによって、今、書いてあります、体脂肪を減らすという実験的なデータが出ています。ここの部分が前回の論点になりましたし、明らかにその部分に対しては評価はされていて、この部会においても、その価値といいますか、新たに申請をするという趣旨に関してはお認めをされたと私自身は承知をしております。

ただし、御指摘申し上げたとおり、「3000歩」というところが捉え方として消費者側にとっていろいろな混乱を招く、あるいは具体的な訴求ができない可能性があるということが指摘事項でしたし、また飲用する形態として、「併用」という言葉自体がじゃっ起するイメージとして、歩きながら飲むのかというようなことも含めて議論になったかと思えます。

実際の試験のプロトコルは、それほど飲用の具体的な規定条件があったわけではございませんので、広く3,000歩を目安にプラスし、その生活を取り入れた上でこれを飲用するという効果をうたっている、そんな御判断だったのではないかと思います。

今、オンラインで手が挙がっておりますので、こちらからまず御発言をお願いしたいと思えます。

まず、□□委員、お願いいたします。

○□□委員 ありがとうございます。□□です。

私も、□□委員の御意見に賛成です。あまり長過ぎるのはよろしくないなと思っています。ですが、必要な情報は入れる必要があるとは思いますが、「また」の後に、体脂肪の話をしているところに、「健康づくりのために歩数を増やすことが推奨されています」という文言が突然出てくるのがちょっと気になる形になったのかなと感じています。体脂肪を減らすというところで、歩行は大切なのですけれども、歩行をするということが赤文字で入っていますので、その1つ前の文章は必要ないのではないかなと個人的には思っています。

以上です。

○□□委員 ありがとうございます。

続いて、□□委員、お願いいたします。

○□□委員 ありがとうございます。□□です。

私は、今回の変更後の文章はいいのではないかなと感じております。前回の「3000歩」という非常に限定した行動をすることとしたときに「併用する」といいというのは大分違う感じになっています。

あと、「併用」という言葉がいかにも相乗効果があるような印象があるかなと思ったので、ちょっと気になったのですけれども、「本品を飲用することで」ということで非常にフラットな表現になっていますし、前回議論したときに拝見した根拠論文の知見ともきちんと合った形になっているかなと思いますので、私は今回の表現はいいのではないかなと思いました。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、会場から〇〇委員、よろしくをお願いします。

〇〇〇委員 ありがとうございます。〇〇です。

私も〇〇委員と同様の意見でございまして、「また、健康づくりのために歩数を増やすことが推奨されています」という文言が、前回同じような御意見があったかと思うのですが、一般的なお話をされているのではないかという御意見があったかと思います。ここで唐突に何か一般的な説明が出てくるところが少し違和感があるなと思ひまして、先ほど既許可品とのすみ分けという御説明がありましたけれども、もしそうであるならば、別の文言にさせていただいたほうが分かりやすいのではないかと思ひました。

それから、文字数が増えるということに関しましては私も大変懸念しておりまして、今後似たようなものが出てきたときに、やはりこういう一般的な説明が含まれてしまうのではないかと思ひまして、今回、ここは慎重に検討したほうが良いと思ひました。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、〇〇委員の順番でお願いしたいと思います。

〇〇〇委員 この疾病リスク低減表示には、十分な運動が必要であることについて注意喚起を図る表示が必要だと理解をしているので。

〇〇〇委員 〇〇委員、今回のこれは疾病リスク低減ではないです。

〇〇〇委員 この頂いた机上配付資料ですけれども、特定保健用食品（疾病リスク低減表示）については、疾病には多くの危険因子があることや十分な運動も必要であること、過剰摂取のおそれがあること等について、注意喚起を図る表示をすることにより、疾病の予防効果があると、医薬品と誤認することのないよう担保することを条件として許可表示を受けたものであると、配付資料の中にこういう注意すべき点があるのですけれども、その注意すべき点を考えると、一般の消費者に運動が必要だということを伝えることが大切なのではないかと思ひまして、文言が多少長くなっても、やはり運動が必要ですよということを伝えるためには、「歩数を増やすことが推奨されています」という言葉でなくてもいいかもしれませんけれども、消費者に運動が必要だということを知らせる文言は外せない

のではないかと思います。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

机上配付の資料に関しては、この後、疾病リスク低減の表示について議論していただく参考の机上配付資料ではございますけれども、今、〇〇委員から御指摘を頂いたように、特保の本来の趣旨を鑑みたときに、表現として必要な文言であるという御意見かと今の御発言を理解いたしました。ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

〇〇〇委員 〇〇でございます。

以前の変更前の表示については、「日々の生活に3000歩程度の歩行」について、「3000歩」の根拠が分からないので、それについて検討してくださいという指摘でした。それを今回削除していただいたので、これは指摘を受け入れてくださったということでよろしいかと思います。

以前、「健康づくりのために歩数を増やすことが推奨されています」というのは、「3000歩」の根拠として、9,000～1万歩を歩くことが推奨されていて、実際は7,000歩の歩行数だということで、その差が3,000歩ということを示すために暗示的に国では増やすことが推奨されていますという文言が入っていたのですけれども、今回、「3000歩」がなくなったので、特にこれはなくてもよいのかとも思いますが、今、〇〇委員がおっしゃったように、歩数を増やすことは推奨されていますので、ここにあっても特に問題はないのかなと考えます。

また、「飲用することと」という文言に変更していただいて、これはエビデンスに基づいた表現になったかと思います。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

今、委員の皆様から御発言いただいて、さらに、〇〇委員、会場から〇〇委員という順番でお願いいたします。

〇〇委員、お願いいたします。

〇〇〇委員 〇〇です。ありがとうございます。

前にもお話しましたが、そもそも許可を受けようとする表示の内容は、申請者が科学的根拠を基に許可を受けるものとなっていたかと思えます。今、議論となっている「歩数を増やすことが推奨されています」と、「また」以下の部分については、この科学的根拠を申請者が出した中に含まれているかというのが一つの論点になるかなと思っております。

前に、1万歩でしたか、歩いたもののデータが出ていたかと思うのですね。あれが認められるならば、ちょっと言い回しが他人ごとのようになっていますけれども、運動することと、飲用することによって、体脂肪がそういう人たちにとって効果があるというのは一つ言えるのかなと思いました。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

いろいろ考えて、これはこれでいいのかなと思いつつも、「体脂肪を減らすのを助けます」というのが2回出てくるところで、少し整理が欲しいかなというのが私の思いです。

実際にこの表示を見てみますと、ぱっと見たときにすごく分かりにくいのです。これがぎりぎりの長さかなと。本当にこれをじっくり読んで考えるのは、とても見づらいというのが正直なところで、根拠も含めつつ分かりやすく表現して、できるだけ短くしていただけたらいいのではないかと思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

いろいろな視点から御意見を頂いて、恐らく重複する御意見をお持ちの方はもう発言を控えられているのではないかなとも拝察をいたします。

〇〇委員から冒頭に御意見があったとおり、情報量が多過ぎのではないかと、過多ではないかという点についての御意見もずっと聞かれているところです。

確かに、「体脂肪を減らす」、ここが前の文と重複しているようなことはあるようです。この辺は少し工夫を図っていただいて、情報が多過ぎないようにするという部会としての意見を再度出すことは可能かと思うのですけれども、一方で、「また」以降が今回、既許可品に対して新たな訴求ということになるので、逆に言うと、そこを共有させてしまうことによって新申請品目のオリジナリティが薄くなってしまふ懸念も当然申請者側にはあるのではないかなと思います。

そういう意味で、あえて既許可品に対する新たな申請品目であるというところで文言を加えているという捉え方もできることがあり得るし、また、〇〇委員がおっしゃったように、科学的根拠、1万歩と現状の7,000歩との違い、これに基づいて表現を工夫されていること、また、〇〇委員からも御発言いただいたように、特保の持っている意義として、日頃の生活改善の部分で運動の必要性ということを明確に打ち出し、そのことが実際の科学的根拠とも整合しているという捉え方をすれば、〇〇委員からこの文言でもいいのではないかという御意見を頂きましたように、これをそのまま認めるという考え方もあるのではないかと思います。

今回の品目に関して、これが相対的に見て長いからという理由であるとすると、一品目の正確な情報を消費者の皆様にお伝えをするという観点から見ると、意見としては私自身はあまり合理的ではないと思います。もちろん情報が極端に多過ぎることになれば、視認性を下げることになりますので、適切ではないことは言うまでもございません。今の段階では、これまでの既許可品と比べてそれほど膨大な情報過多ではないという事務局のお話もありましたので、お認めをすることもできる情報量ではないかと思えます。

したがって、今回の品目に関してこの情報量で、前回の申請内容から一部改正をして、文字数としては決して増えておりませんので、この状態で認めるか、認めないかという判断をしていただいてもよろしいのではないかと思います。

多少重複があって冗長なところはございます。ただ、消費者にとって分かりやすいかどうか、既許可品とのすみ分けの部分、ここを念頭に置いていただいて御判断いただけないでしょうか。

□□委員、□□委員の順番でお願いいたします。

○□□委員 □□です。ありがとうございます。

今、□□委員におまとめいただいた方向性で頭の整理ができました。

前回、この申請をサポートするRCTのエビデンス、そして、それをどう表現するかということで議論し、指摘した事項については、今回クリアしていると考えております。また全般的な表現ぶりとしては、重複感はありますけれども、基本的に前回の議論、指摘に対してはうまく対応していただいているということで、私自身はこのまま認めてもよいのではないかと考えます。

以上です。

○□□委員 ありがとうございます。

続いて、□□委員、お願いいたします。

○□□委員 □□です。

□□委員とほぼ同じ意見です。□□委員にまとめていただいた内容で基本的に異論ありません。

ホームページを見ると、既に市場に「特茶」は4品ほど出ています。今回申請の許可表示の前半部分は全て4品と同じ内容です。さらに、今回、エビデンスをそろえて歩行との関係を訴求したいと企業からの申請があったわけです。それについてはきちんとエビデンスがありますので、やはり従来の4品とは違うということを表示するのを認めてよいのではないかと思います。

前回、この一般論が入っていることに対して違和感を覚えたため、指摘をさせていただいたのですが、改めて「3000歩」という表示がなくなったことで随分と印象が変わった感を持っております。「また」以下の「健康づくりのために」という一文がそれほど違和感なく、もちろんこれも一般論なのですが、すんなりと読めました。

全体の分量としてもさほど増えていない、少しだけ減っているということですので、このままでもよいかと思います。

もし、もっと削ってほしいという意見がほかに多ければ、この一般論の「健康づくりのために歩数を増やすことが推奨されています」の一文を削除してもよいのかと思いつつ、別にこの一文があってもよいのではないかと思います。

おっしゃるとおり重複感がありますが、やはり必要な情報は追加するということが基本的にはよろしいかと思います。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇委員、お願いいたします。

〇〇〇委員 〇〇です。

今御意見を頂いた委員の先生方とほぼ近いのですけれども、どなたかがおっしゃったとおり、「体脂肪を減らすのを助けます」というのが2度繰り返されているのは整理したほうがいいと思います。

どういったときにどういった方々の体脂肪を減らすのを助けるのかという意味で、これまでの日常の身体活動で体脂肪が減るのでしょけれども、それに対してこれがさらに減らすのを助けるというのと、併せて、健康づくりのために歩行を追加する、そういったときにもこれを飲用することで体脂肪を減らすのを助けるというのであれば、最初の「日常の身体活動による脂肪を代謝する力」とありますけれども、「日常の身体活動及び」とか何かを加えて「健康づくりのために増やす歩行の際にも」という感じで、最初のほうに入れてあげれば、結局のところ、「体脂肪を減らすのを助けます」という言葉は1度で済むのであろうと思います。

そうすれば、「健康づくりのために歩数を増やすことが推奨されています」ということをわざわざ言わなくても、「健康づくりのために増やす歩行の際にも」というふうにしてあげれば、そこで1個にパッケージされますので、恐らく1~2行減らすことが可能かなと。減らしたことで、ここで示す許可表示文言については一定程度のしっかりとしたメッセージも伝わると思うので、そのように皆様方の御意見を拝聴しながら思いました。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇委員、先ほど手が挙がっておりましたが。

〇〇〇委員 「また」の後の「健康づくりのために」というのは、今回の許可表示の文言というよりも、これは全てのことに通ずる文言ではないかと思うのです。それで、食生活は主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスをと、これも必ず入れるようにしているのですけれども、これと同じレベルではないかと思います。

ですから、今、〇〇委員から御指摘がありましたように、「また、健康づくりのために歩行などの活動を日々の生活に追加する時にも」という形で、「健康づくりのために」の中には歩行とか食生活が入るわけですから、あえて「歩数を増やすことが推奨されています」ということを許可表示の文言の中に入れることが本当に必要か。これはもう本当に一般的な、運動、休養、食事というのは健康づくりのための基本になっているところですから、あまり修飾語を多く増やさないほうがいいのではないかと思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇委員からも手が挙がっておりましたので、御発言をお願いいたします。

〇〇〇委員 ありがとうございます。〇〇でございます。

□□委員の意見に私はかなり賛同しているのですけれども、さらに本質的な話に戻しますと、冒頭にあるセンテンスは、今回の申請資料そのものに基づくものではなく、今回のものは歩行時に摂取した際の有効性をうたうものですから、その内容を盛り込んだ文言に切り換えてもよいくらいですよ。ただ、既許可品ということで、前の文言を残そうとすると、ここに新たな点を書き加えることとなり、どうしても冗長になってしまうということになってしまいます。それで□□委員の御意見のように、最初の部分に新たな点を入れ込んでしまうというのがよいのではないかと考えた次第です。ただ、申請者がこの修正を納得するかどうかという懸念はあります。

以上でございます。

○□□委員 ありがとうございます。

それでは、□□委員、お願いします。

○□□委員 個人的には、1回目に企業側へ申し出るのであるならば、この辺は最初から記載されているので、最初からクレームをつけておく必要があったのかなと。今回、赤字で記載されたところの部分に対してクレームをつけて、企業側がこのように修正しましたという形で出てきていますので、適切に修正されていることになるのではないかなと思っています。

そして、捉え方ですけれども、前段では「日常の身体活動」という形で大きな活動を示唆して、その後、一般論として歩数を増やすということ、そして、今回のエビデンスとして得られた歩行などの活動と飲用によって体脂肪を減らしたという事実に基づいて書かれていることとなりますので、もし、赤字の部分が運動を「日々の生活に追加する時にも」と書かれると、今度それはエビデンスに即していないこととなります。なので、今回、赤字に変わったことで、前段の文章が不要であるとか文章が長くなったということであるならば、クレームをつけてよいのかなという気がします。

以上です。

○□□委員 ありがとうございました。

□□委員、お願いします。

○□□委員 ありがとうございます。

文字量や内容は何も問題ないと思うのですけれども、私は逆に、変更前の文章のときは、急に「日々の生活に3000歩」ということが出てきていますので、「また、健康づくりのために…」という文章がないと成り立たないと思います。

一方で、変更後の文章になったときには、先ほどから指摘がありますように、逆に意味が分からなくなる、繰り返しているようにしか読み取れなくなって、当たり前すなわち一般論に読めるということがあるかと思っています。

何かの機能や効果があるという表示についての許可を受けているのだと思うので、そういう表記に絞れば、「また、健康づくりのため」の一文がなければ消費者も何かの根拠があるのねという理解が考えればできるので、そういうふうにする分けできたらと。

一般論の「また、…」の文章は、別に許可を受けなくても勝手に表示できることなのですよねというのを伺いたいのと、この許可表示についてはそれ以外のことも何でも書いていいという、そもそも何もルールがないのかも確認させていただければと思います。不勉強で申し訳ないです。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

ほとんどの委員から一通り御発言いただいたので、まとめなければいけないと思っています。

さらに、今日の部会の進行上、この後、疾病リスク低減特保の議論がございます。そのことも頭に置きつつ整理をしていきたいと思っています。

私も、先ほど〇〇委員がおっしゃった、1回目のこの部会において議論をし、申請者にそれに対する意見として発出した、ここの事実については部会一同として重く受け止めておかなければいけないと思っています。それに対するお答えが来ているという前提で、その修正内容を今日は部会としては御評価をいただくということかと思っています。もちろん前回気づけなかった大きな問題点が今回顕在化したということであれば、それ話は別であることは言うまでもございません。

恐らくそういうことではなく、全体としてもう一回ふかんしたときに文字数が多いのではないかという点については、前回の議論の中で発出すべき内容だったかもしれませんし、今回修正案が出てきたことに伴ってその点が少し目立つようになったのかもしれません。

ですから、その点については今回改めてそ上に乗せるということではなく、全体の改善の中でそこがもし図られるようであれば、修正案の中に落とし込んでいただくということかと思っています。

前半の部分は、既許可品であるということを重ねて、また先ほど委員のほうから既に4アイテムあるというお話もございましたけれども、その点を考えてみれば、今回の部会においてここを修正の中に含んでいくということは、新しい品目ではありますけれども、既許可品にのっとなってさらなるエビデンスが出てきたという点から見ると、「また」以降の部分で部会としては審議すべきではないかと私自身も考えます。

あと、重複して冗長に見える部分、あるいは一般則のように見える部分をどう扱うかという点が論点です。いろいろな御意見がありましたけれども、かなり1回目の議論に戻ってしまっている部分はちょっと懸念しております。

というのは、ここは歩数を増やすという一般則で申請者が記述をしているわけではなくて、この部会で指摘した「3000歩」というのが分かりにくいという点に鑑みて、そこを強調し、一般論をここにあって記述をしていると受け止めるべきだと思います。したがって、一般論ではありますけれども、「健康日本21」の目標、あるいは現状の数値、この辺りを言外に申請者側は考えて、そのエビデンスを持っていることを表しているというふうに理解すべきではないかと思っています。

そういう意味で、部会の意見に対しかなり真摯に改定案を出してきていると。冗長な部分があるという御意見は、全体で見たときに確かにそう思えるところです。ですから、そういう意見が出たということをもって、申請者側がこの文章を短くする余地があるかどうかを御検討いただいて、もし難しいということであれば、もうそのままお認めする方向も今回の部会ではあり得るのではないかと私自身は判断するところでございます。

これを提案とさせていただきたいと思いますが、□□委員、いかがでしょうか。

○□□委員 おまとめいただいているところすみません。

私も、ちゃんと対応していただいているところはそのまま議論をして、変更点は委員の先生方はよいと認められたと思います。

ここは日本語の問題だけで、一般的なことも話してもいいということであれば、冒頭のところに「本品は」という書き方がルールでないのであれば、「健康づくりのために歩数を増やすことが推奨されています」というのを冒頭に持ってくることはルール違反になるのでしょうか。

それをちょっと移動させるだけで、申請者の方の文言も全部受け入れた上で、字数も変わらなくて、既存品のものにここが足されたのだということも読みやすい文章になるのではないかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○□□委員 改定案を御提案いただいたということで、ありがとうございます。

先ほども御質問を頂いたので、一般論を許可文言の中に入れるということがどこまで可能かという点については、消費者庁サイドはどういうふうに考えられますでしょうか。もちろん一定は可能だとは思いますが、どこまで可能か。

その部分については、今、お答えをまとめていただいているので、もう一遍これは念を押しておきたいと思うのですけれども、先ほどの□□委員の「健康づくりのために歩数を増やすこと」、ここを前のほうの既許可品の許可文言に入れるということについては、申請者側は私がもしその立場だと納得できないと思います。

それと、新たに追加された科学的エビデンスがまさに3,000歩をプラスオンしたときに、関与成分のあるなしでの体脂肪の減少効果を比較した介入試験をやっておりますので、この部分を科学的に説明する場合には、「健康づくりのため」は「健康日本21」のことを示唆していて、現状とのかい離が3,000歩で、それを増やすという、明らかにヒト試験のプロトコル自体をここに落とし込んでいるということで、これを理解しなければいけないのではないかと思うところです。この辺りは前回の議論と継続をしているということで、ぜひ共有をさせていただきたいと思います。

今川室長、お願いします。

○消費者庁食品表示企画課保健表示室今川室長 消費者庁、今川でございます。ありがとうございます。

先ほどの一般論を入れられるかどうかという観点でございます。ざっと見たところですので、一つの例示ということで捉えていただければと思いますけれども、参考資料4の特保

と認めている一覧表の後ろのほうの72ページに、食品の事例としてチューインガムとかがあるのですけれども、例えば上から3つ目、5番のところ、真ん中の許可を受けた表示内容のところ、最初から読みますと、「初期むし歯（初期う蝕）は脱灰からはじまります」とか、こういった一般論を入れているものもございますので、取り入れてはいけないということではないと理解しております。

以上でございます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

消費者の認知度、理解度をベースに、どこまで特保の商品自体がヘルスクレームとして訴求できるかというところで、それぞれの文言については申請が上がってきてお認めをしたという経緯かと思えます。もしかすると、既許可品でかなり歴史のあるものについては、現状の消費者の理解ベースから見ると明らかに一般則過ぎるという話もあるかもしれません。その辺りも、時代とともに相対的な変化が認められている。それを、情報量との兼ね合い、消費者の理解レベル、この辺りを照らして申請してきて、それぞれ部会で既に認められているという経緯ではないかと思えます。

そういう意味で、先ほどの御質問に関して、一般則で答えるのはなかなか難しいのかなとは思いつつ、工夫をされているというのがお答えのようでございます。

よろしいでしょうか。

気がつけば1時間ぐらいたっているのですけれども、急いで結論を出そうとは決して思っておりませんので、委員の皆様から一通り御意見を頂いた上での再度の提案でございます。

「また」以降は、新たなエビデンス、そしてその実験のプロトコル、ヒト試験のプロトコルと、さらにはそれを反映した形で消費者に訴求をするということを情報としては丁寧にここに落とし込んでいただき、前回の部会から発出した意見に対しては、基本的には委員の皆様からはそれほど異論は聞かれず、真摯に対応されているということではないかと思えます。

冗長な表現があるというところについては、重複もあることは確かではございますけれども、情報量は増え過ぎてはいないので、このままお認めをするというのが一つの提案です。

なお、重複表現に関して許容できないということであれば、これを申請者側に再度お返しして、それによって改善を図っていただくことは必要かと思えます。

ただ、それについては1回目の部会結論としての意見の中に含まれていませんので、2回目の後出しの面は反論としてあり得るのではないかと思います。多くの委員の先生方は論文審査等、もう十分な御経験をお持ちかと思えますけれども、論文審査において、先ほど〇〇委員がおっしゃった、ああいうルールが大原則としてあると私も承知しておりますので、前回よりも情報量が整理をされて、短くなって改善が図られている修正案に対して、情報量が多いと指摘することがどこまでの強制力を持ち得るか若干不安な面がございます。

その点を踏まえて、意見が出たということにとどめて、事業者側が「てにをは」や小さなところにも目を配っていただいて、もし情報を圧縮できるのであれば、もちろん意味が変わらない範囲においてということですが、それであればさらに修正を図っていただく、そういうコメントを発出するということが一つ今日の結論かと思えます。

いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

会場のほうではこの提案に対してお認めをいただいておりますけれども、オンラインの皆様もそれでお認めをいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

□□委員、お願いします。

○□□委員 今の□□委員の結論に賛同いたします。

追加なのですが、表示見本についてよろしいですか。中央にあるケルセチンゴールドというゴールドの意味です。下のほうに星印で、ケルセチン配糖体を示す当社の呼称と書いてあるのですが、コマーシャル等でもよく目にするのですが、このゴールドというのがゴージャス感を出しているというか、特別に何か体によいような印象を受けるのではないかということと、プレミアムというのは、何がプレミアムなのかということが非常に気になっております。

ただ、既にもう既許可品でこれが出ておりますので、この製品でということとは難しいかと思いますが、今後、ゴールドとかプレミアムという消費者の方々に対して誇張するような表現はよく気をつけて見ていかなければいけないのではないかと考えました。

以上です。

○□□委員 ありがとうございます。

ケルセチンゴールドは、化合物名ではないということですね。金は入っていませんということ。ありがとうございます。

それと、成分広告という言葉を使うこともありますけれども、これがそういう成分広告に当たるということではないのかもしれませんが、成分名と誇張するものを形容詞的に組み合わせることで誤認を招くようなことはあり得る。著しく効果を持っている成分のように見えるかもしれませんが、ここら辺は、既許可品がありますので、ここでこれをもって強く改善を図るということはなかなか申し上げにくい部分はあるかと思えます。

ただし、部会においてそういう御発言をいただいたことについては、申請者側に対してもコメントとして議事録等で御紹介をさせていただき、今後に活かしていただくことはあるかと思えます。

これに関連すると思うのですが、□□委員、お願いします。

○□□委員 □□です。ありがとうございます。

ホームページを見たところ、ケルセチンゴールドで「®」になっており、そこに※印が付いていました。「ケルセチン配糖体を指すサントリーの呼称です」と注記が付いています。そのような扱いになっていますということを情報共有させていただきます。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

そういう意味で、注釈をつけて誤認を招かないようにしているということかもしれませんが、果たして全て消費者がそこまで確認をされているのかどうか、いささか不安な部分もあるというのが皆様の見解ではないかと思えます。この点に関しては、今のような取扱いでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、改めて、今回、申請者側から修正を図られたこの内容に関しては、先ほどの表示見本を含めて、また許可表示の内容を含めて、これを部会としてはお認めする方向で結論とさせていただきたいと思えます。

ただし、「また」以降の冗長な表現について改善の余地があれば、趣旨を変えない範囲で重複を避ける等、いま一度改善について御検討いただけないかということ。それと、成分、ケルセチンゴールド等の表示に関しても、表現方法について不安視する意見も出たという点については議事録等を参照していただく。こういう取扱いで、サントリー食品インターナショナル株式会社の「特茶 s」については結論とさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、品目の審議結果を事務局、お願いいたします。

〇消費者委員会事務局 本日の御審議の結果といたしまして、「特茶 s」につきましては当部会として了承することといたします。

一つ確認なのですが、冗長な部分を再検討するよというコメントは、審議結果の本品を了承するとして後に付け加えたほうがよろしいのか、あるいは事務局のほうから申請者に対して、了承はされたけれども、部会ではこういう御意見が多く出されていたので、議事録をよく見て対応できるところは適切に対応するよよということを伝えることはできます。ケルセチンゴールドの話と一緒に、議事録をよく見るよよということを伝えるよよことによろしければ、特に審議結果のほうには書き込むことはしないでおくよよ手段もでございます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。はっきりさせておいたほうがいいですね。

繰り返しになりますけれども、前回の指摘事項の中に、冗長である、重複がある、あるいは情報量が過多であるよよことを申し述べておりませんので、それを2回目に明文化することは部会のスタンスとして避けておいたほうがいいよよのが部会長の判断でございます。

したがって、今回の部会の議事録が出てくるまでに一定の時間がかかるとすれば、その抜粋、あるいはそれに対するメモを申請者側にお伝えし、なお、部会の議事録については後ほど参照していただけるよよことをお伝えいただいて、改善に対して前向きに取り組んでいただければ、それによろしいのではないかと私自身は思うよよところです。

よろしいよよでしょうか。

それでは、そういう取扱いをお願いいたします。

○消費者委員会事務局 再度確認させていただきます。

本日の審議結果は、「特茶 s」については当部会として了承することといたしますということだけにさせていただきます。その他文言の見直し等については、議事録をよく見て対応してくださいということを事務局から伝えるということにさせていただきます。

○□□委員 ありがとうございました。

いろいろな御意見を頂きましてありがとうございました。すごく大事なポイントが入っていたと思いますので、それについては新開発食品調査部会で共有すべき内容として具体的に共有をさせていただくように努めたいと思います。ありがとうございました。